

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 8 月 3 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700056 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1700014 号

第1 結論

平成4年2月及び同年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年2月及び同年3月

請求期間を含む平成3年7月から平成4年6月までの国民年金保険料の納付書が送られてきたので、平成5年1月27日に、A郵便局で当該納付書に記載されている保険料額のとおり、全て納付した。納付書・領収証書を確認したところ、納付期間欄には請求期間を含む平成3年7月分から平成4年3月分までと手書きで記載されている。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないもので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された納付書・領収証書(写)(以下「納付書」という。)により、納付期間は平成3年7月から平成4年3月まで(9か月分)、保険料合計額は7か月分の保険料額である6万3,000円(平成3年度国民年金保険料額は、1か月9,000円)と手書きで記載され、平成5年1月27日にA郵便局において過年度納付(年度を経過した保険料納付)していることが確認できる。

また、請求者は、納付書には、平成4年度の3か月分の国民年金保険料納入通知書(現年度)と「あなたは、H4年7月6日より、3号になりましたので、7月分からは納める必要がありませんが、同封の納付書は強制期間のため、納めてください。」と記載されたメモが同封されていた旨陳述している。

さらに、請求者のオンライン記録によると、平成3年7月から平成4年1月まで7か月分の保険料が平成5年1月27日に過年度保険料として納付されているところ、保険料に係る過誤納決定は記録されていないことが確認できる。

しかしながら、納付書に記載されている保険料については、その発行日(平成5年1月7日)時点において過年度納付が可能である平成3年7月から平成4年3月までの9か月分の8万

1,000 円を納付金額として記載すべきところ、納付書の保険料合計額欄には7か月分の6万3,000 円と誤って記載されていることが確認できる。

また、社会保険事務所（当時）は、国庫金の歳入納付を取り扱う関係機関（A郵便局）から領収済報告を受けたときは、納付期間、納付金額及び納付年月日等を社会保険オンラインシステムに登録するところ、納付書の納付期間と納付金額が不一致であるため納付記録として登録できず、過誤納決定を行った上で、納付された金額から平成3年7月から平成4年1月までの7か月分として納付金額を充当し、その旨を請求者に通知しなければならないが、当該決定記録は、前述のようにオンライン記録において確認できないことから、社会保険事務所における事務処理誤りが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700055 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700077 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を27万円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年12月

A社において、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る「賃金台帳」(写)及び同社の回答により、請求者は、当該期間に27万円の賞与の支払を受け、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、A社の複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書(写)及び同社取締役の陳述から、平成16年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第170060号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第170078号

第1 結論

請求者のA社における平成18年8月10日の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

平成18年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年8月10日

A社において、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

請求期間の賞与振込額が分かる預金通帳の写しを提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る「賃金台帳」(写)及び同社の回答並びに請求者から提出された預金通帳(写)により、請求者は、当該期間に12万円の賞与の支払を受け、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年8月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700062号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1700079号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

A社から、入社後、請求期間に賞与が支給されたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録がない。

調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る賞与について、同社の平成15年7月の賞与の支給日は同年7月4日であり、同年7月14日に入社し当該支給日に在籍していなかった請求者には支給していない旨回答している。

また、A社は、請求者の請求期間に係る賞与の支給について、関連資料がない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳(ハードコピー)においても、請求期間に係る賞与の支給に関する記録は確認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る賞与の支給額等を確認できる賞与明細書等の資料を所持していない上、請求期間に係る賞与の振込を確認できる預金通帳を所持しておらず、その金融機関名も明らかにしていないため、請求期間に係る賞与が支給された事実及び当該賞与に係る振込額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。